岡山市学校教育情報化推進方針

＜令和６年度～令和８年度＞

令和６年３月

岡山市教育委員会

目　次

１　策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１

２　国の動向から　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ２

３　位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ３

４　期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ４

５　進捗状況と今後の課題を踏まえた推進方針　・・・　Ｐ４

６　特に留意すべき視点　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ16

＜資料＞　用語解説　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ19

１　策定の趣旨

人工知能（ＡＩ）[1]等の進展により、デジタル化を含む社会の変化は加速し、これまでにない新たな価値の創造と展開が可能な時代を迎えつつあります。子どもたちが将来、社会で活躍する頃には、ＡＩやロボット等をはじめとする情報技術が生活の中で当たり前のものとして存在していると考えられ、これらの情報技術を手段として効果的に活用していく重要性が、一層高まっていくこととなります。

このような社会状況の中で、学校教育には、児童生徒が身近な事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者と協働的に議論し、納得解を生み出すといった課題解決的な学習を行うことを通して、学習指導要領がめざす資質・能力を育成していくことが強く求められています。

この過程において、令和の日本型学校教育の前提であるＩＣＴ[2]の活用は必須であり、これまでの実践と最適に組み合わせて充実させていくことが重要です。

そこで、岡山市では、平成 31 年３月に「岡山市立学校における情報化基本方針＜2019 年度～2023 年度＞[3]」を策定し、令和５年度までの５年間にわたり本市における学校教育の情報化を推進してきました。その中で、令和３年３月にＧＩＧＡスクール構想[4]の考え方を盛り込ませた改訂版を作成し、令和３年４月から、１人１台端末[5]の活用や日常的にＩＣＴを活用することができる基盤づくりに取り組んでいるところです。

この度、上記方針の終了時期を迎えるにあたり、現方針を見直すとともに、ＧＩＧＡスクール構想後の本市の現状と課題について整理をしました。これからの岡山市立学校における「教育の情報化」を発展的に推進していく中で、「情報活用能力を身に付け、自立に向かって成長する子ども」の育成に向け、新たにＩＣＴ機器等の環境整備に関する方針や指標を追加するなど、今後３年間で目指す姿や実施する取組について記した、「岡山市学校教育情報化推進方針＜令和６年度～令和８年度＞」を策定しました。

なお、本方針の対象は、岡山市立学校（幼稚園は除く）としますが、岡山後楽館高等学校については、保護者負担で端末を購入している点などを考慮し、授業支援やＩＣＴ環境の整備のみを対象とします。

２　国の動向から

（１）学校教育の情報化に向けて

文部科学省は、「教育の情報化に関する手引－追補版－（令和２年６月）[6]」の中で、「教育の情報化」とは、「情報教育：子どもの情報活用能力の育成」、「教科指導におけるＩＣＴ活用：ＩＣＴを効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現等」、「校務の情報化：教職員がＩＣＴを活用した情報共有によりきめ細やかな指導を行うことや、校務の負担軽減等」の三つの側面から構成され、各側面を通して、情報通信技術がもつ、「時間的・空間的制約を超える」「双方向性[7]を有する」「カスタマイズ[8]を容易にする」といった特長を生かしながら、教育の質の向上を図るものであるとしています。

また、これらの教育の情報化の実現を支える基盤として「教師のＩＣＴ活用指導力等の向上」、「学校のＩＣＴ環境の整備」、「教育情報セキュリティ[9]の確保」の３点を実現することが重要であるとしています。

こうした中、文部科学省は「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年法第47 号）に基づき、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和４年 12 月に「学校教育情報化推進計画[10]」を策定し、次の四つの基本的な方針を示しました。

○ＩＣＴを活用した児童生徒の資質・能力の育成
○教職員のＩＣＴ活用指導力の向上と人材の確保
○ＩＣＴを活用するための環境の整備
○ＩＣＴ推進体制の整備と校務の改善

そこで、本市ではこの「学校教育情報化推進計画」を踏まえ、「岡山市立学校における情報化基本方針＜2019 年度～2023 年度＞」の見直しを行うこととしました。

（２）令和の日本型学校教育[11]に向けて

急激に変化する社会の中で多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、持続可能な社会の創り手の育成を目指すため、令和３年１月の中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」の中で、2020 年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学び[12]と、協働的な学び[13]の実現」と示しています。

本市においても、１人１台端末等の環境を生かし、これまでの実践とＩＣＴとを最適に組み合わせることで、学校教育における様々な課題を解決し、教育の質の向上に

つなげていけるよう、各学校で、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び[14]」の実現に向けた授業改善につなげていくことを推進方針策定の際の視点の一つとしています。

３　位置付け

本市では、令和３年３月、教育に関する総合的な施策の根本となる方針である「第２期岡山市教育大綱[15]」を策定しました。また、「岡山っ子育成条例」第８条に掲げた市の責務を計画的かつ効果的に果たすため、令和４年３月「第３期岡山市教育振興基本計画[16]」を策定しました。このうち、「第３期岡山市教育振興基本計画」は、「第２期岡山市教育大綱」を踏まえた教育行政の運営を行うため、その趣旨を内容及び各施策の事業に反映させています。

そこで、本方針は、「岡山市立学校における情報化基本方針＜2019年度～2023年度＞」を継承しながら、学校教育におけるさらなる情報化の推進に資するよう、本市全体の情報化推進の柱である「岡山市ＤＸ推進計画[17]」の教育分野における施策等との整合を図りながら「第３期岡山市教育振興基本計画」に掲げる政策等を実現するためのものとして位置付けます。

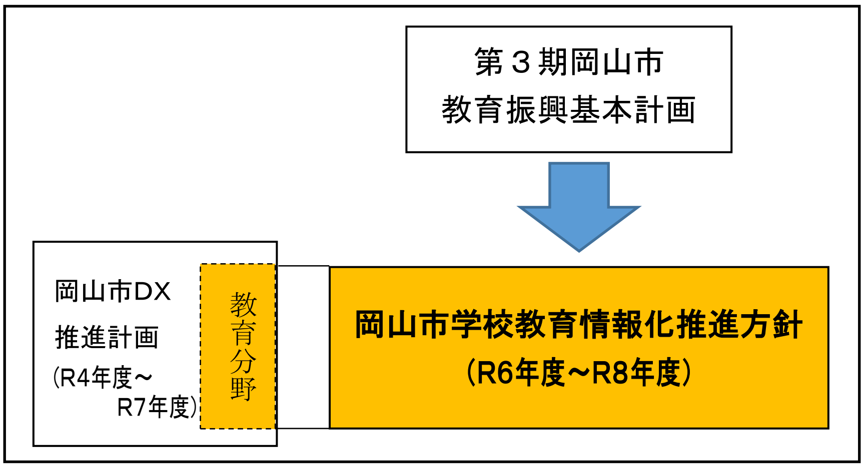

４　期間

本方針の期間は、令和６年度から令和８年度までの３年間としますが、国の情報化施策における動向等により、必要に応じて見直しを行うこととします。

５　進捗状況と今後の課題を踏まえた推進方針

「岡山市立学校における情報化基本方針」のもと、ＧＩＧＡスクール構想後（令和３年度以降）の本市の進捗状況と今後の課題について、これまでの三つの基本方針ごとに整理した上で、「情報活用能力を身に付け、自立に向かって成長する子ども」の育成に向けて、今後、令和６年度から令和８年度までの３年間で取り組むための推進方針を四つの柱で新たに示しています。

令和元年度～5年度 基 本 方 針 １	ＩＣＴを活用しながら、子どもが情報活用能力を身に付けることができるようにする。

（１）進捗状況と今後の課題

○平成 29 年３月に告示された学習指導要領では、「情報活用能力」が言語能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられました。本市では、中学校区を核としながら令和３年度に小学校で、令和４年度に中学校で情報活用能力育成カリキュラム[18]を作成し、系統的に情報活用能力の育成を図ってきました。一方、令和６年度と令和７年度は教科書改訂[19]の時期でもあり、新たな教科書内容等を踏まえ、より効果的に情報活用能力を育成できるよう、情報活用能力育成カリキュラムを見直す必要があります。

○「学習の中でＰＣ･タブレットなどのＩＣＴ機器を使うことは勉強の役に立つ」と思っている児童生徒は多く、全国と同レベルにある一方、「授業で毎日使う」と回答した児童生徒は、全国と比べ低い状況にあります。

○また、児童生徒が多様な意見を共有する学習活動において、ＩＣＴ活用が日常化していない状況にあります。その原因の一つとしては、学校が端末管理を意識するあまり、使用時の制限を設け、児童生徒が主体的に端末を使用する基盤が構築できていないことが考えられます。

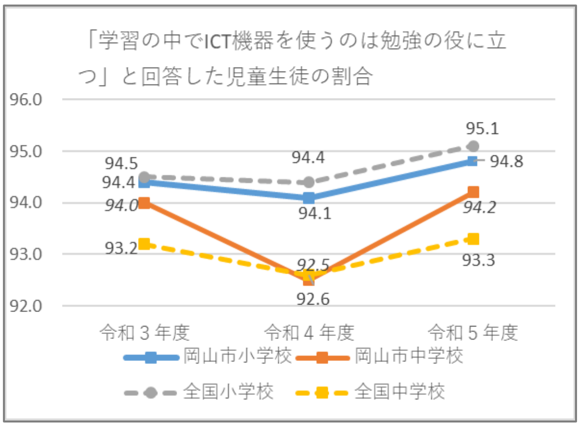

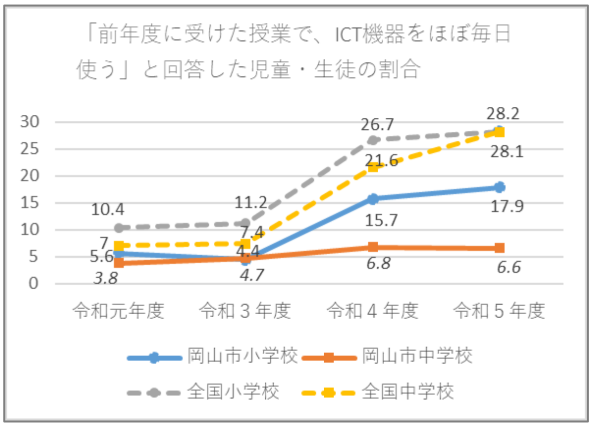

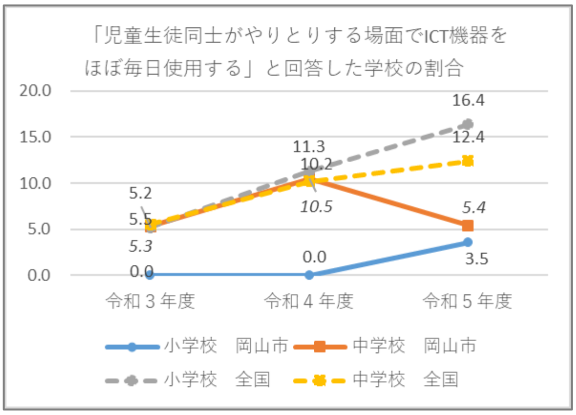

（資料：３点とも）

文部科学省「全国学力・学習状況調査」

令和６年度～８年度
推 進 方 針 １

ＩＣＴを活用した児童生徒の資質・能力の育成

（１）方向性

〇全ての児童生徒が、１人１台端末を毎日、計画的に利活用することで、その有用性を実感しながら、情報活用能力など、将来にわたって必要な資質・能力を自ら育みます。

〇教育委員会や学校が、ＩＣＴの特性を十分に理解したうえで、誰一人取り残さず、一人一人の能力を伸ばすための学びの機会の充実を図ります。

（２）主な取組

＜計画的に端末を使用できる基盤づくり＞

〇教育委員会は、学校が計画的に端末を活用して、情報活用能力をより効果的かつ系統的に育成できるよう、社会の変化や岡山市の実態を考えて「岡山市情報活用能力の育成に係る体系表」を年に１回見直します。

〇教育委員会は、中学校区で作成した「情報活用能力育成カリキュラム年間指導計画」の見直しを、長期休業中等を利用して中学校区内で円滑に進めることができるよう、必要なステップやスケジュールについて適切な時期に示します。

〇学校は、中学校区で作成した「情報活用能力育成カリキュラム」を年に１回見直し、児童生徒の実態に即した取組を行うことで、より効果的かつ系統的に情報活用能力を育成します。

＜主体的に端末を使用できる基盤づくり＞

〇教育委員会は、児童生徒が授業中に主体的に端末を使用できる仕組みや体制を構築している学校の事例を収集し、工夫している点や参考となる点を、専用サイト[20]や研修等の様々な機会を捉えて紹介します。

〇学校は、中学校区の「情報活用能力育成カリキュラム」を基に、児童生徒が授業中に主体的に端末を使用できる場面を設定し、系統的な取組となるよう校内体制を構築して、情報活用能力を育成します。

＜各教科・領域等が目指す資質・能力の育成＞

〇教育委員会は、児童生徒一人一人の理解度に合わせて学習したり、学習状況を把握したりできるよう、デジタルドリルや授業支援ソフトを一斉導入し、ＩＣＴを活用した授業の推進を図ります。

〇教育委員会は、ＩＣＴの効果的な活用を通して、各教科・領域等が目指す資質・能力の育成を図っている事例を研究・収集し、専用サイトや研修等の様々な機会を捉えて周知します。

〇学校は、学習活動において児童生徒がＩＣＴを活用することを通して、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させることで、情報活用能力や各教科・領域等の目指す資質・能力を育成します。

＜アプリケーションの有効活用＞

〇教育委員会は、アプリケーションについて教育的効果、操作性、セキュリティ面等、様々な視点から研究し児童生徒が校内外で有効活用できるよう、効果的な機能や活用方法を専用サイトや研修等の様々な機会を捉えて周知します。

〇学校は、児童生徒の小さなＳＯＳを早期に把握するため、１人１台端末を活用した「心の健康観察」を実施します。

＜端末を活用した家庭学習の推進＞

〇教育委員会は、家庭学習の充実のために、デジタルドリルの導入や既存のアプリケーションの紹介等を行って、端末を毎日家庭に持ち帰る習慣が定着するよう促します。

〇教育委員会は、端末を活用した家庭学習に取り組んでいる学校の事例を収集し、効果的な活用方法や課題等を共有し、専用サイトや研修等の様々な機会を捉えて周知します。

〇学校は、情報活用能力や各教科等の目指す資質・能力の育成等のため、デジタルドリル等を活用し、授業に即した課題を提示することで、家庭学習を充実させます。

＜教育機会の確保＞

〇学校は、全ての児童生徒が学びを継続できるよう、著作権や肖像権に留意し、オンライン[21]を活用した授業配信や相談の実施など、教育機会を確保します。

（３）計画

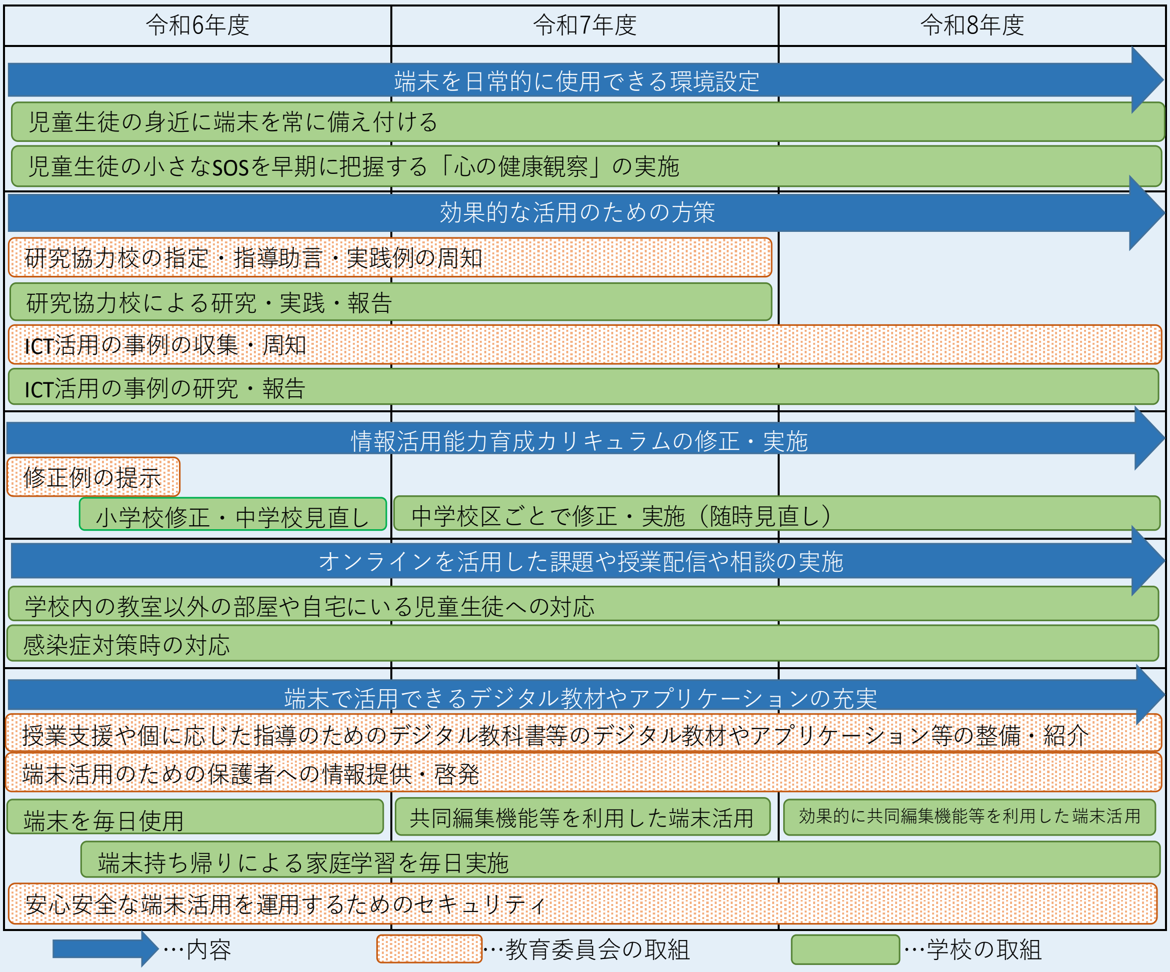

（４）指標

目標指標	現在値（Ｒ５）	目標値（Ｒ８）
授業で、ＩＣＴ機器をほぼ毎日使うと回答した児童生徒の割合 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」】	小　17.9% 中　6.6%	小　100% 中　100%

令和元年度～５年度
基 本 方 針　２

ＩＣＴを効果的に活用し、教員がより質の高い授業を展開することができるようにする。

（１）進捗状況と今後の課題

〇「授業中にＩＣＴを活用して指導できる」と回答した教員は年々増えているものの、全国と比べると低くなっています。

〇学校間・教員間でＩＣＴ活用の取組や指導力に差があることも考えられます。

〇ＩＣＴ機器の使い方を学ぶために必要な研修機会があると回答した学校は令和４年度に比べ令和５年度は減少しています。

〇ＩＣＴ活用に関する研修が全教職員に周知されていなかったり、研修を受講しても受講者のみの学びに留まり、研修内容を校内外へ広げたりすることができにくかったりする状況があると考えられます。

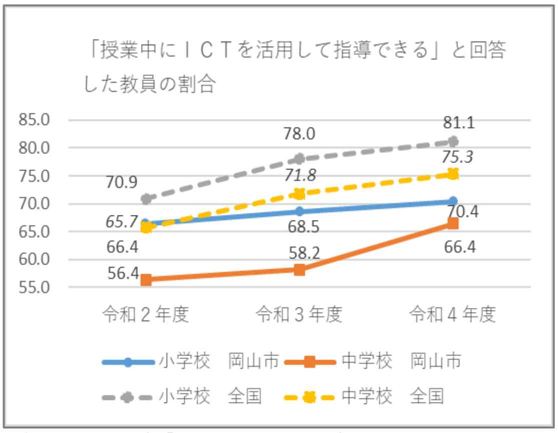

（資料）文部科学省「学校における教育の情報化の実態に関する調査」

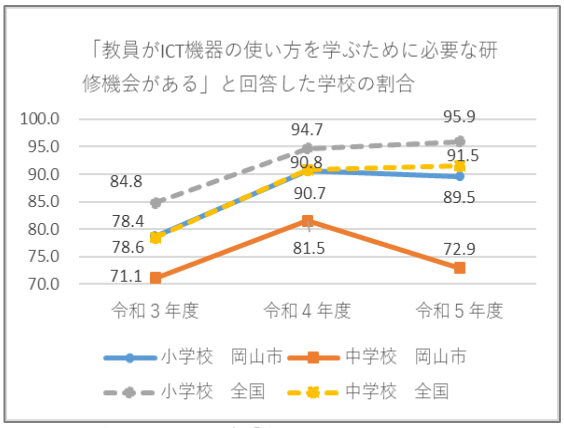

（資料）文部科学省「全国学力・学習状況調査」

令和６年度～８年度 推 進 方 針 ２	**教職員のＩＣＴ活用指導力の向上と専門人材による授業支援・運用支援**

（１）方向性

〇各教科・領域等において育成を目指す資質・能力を把握し、ＩＣＴを活用した教育活動を効果的に取り入れる経験を積むことで、教職員のＩＣＴ活用指導力の向上を図ります。

〇専門人材による支援体制の充実に努めることで、教職員が、積極的にＩＣＴを活用できる基盤づくりを進めます。

（２）主な取組

＜研修機会の充実＞

〇教育委員会は、教職員の研修ニーズを把握し、岡山市教員等育成指標[22]に基づいた研修の充実と様々な研修会等の周知を図り、研修機会を確保します。

〇教育委員会は、学習場面で使用するアプリケーションを新たに導入する場合、全教職員が参加可能な研修を実施します。

〇学校は、研修案内を教職員に周知し、積極的に研修会に参加できる体制を作ります。

＜ＩＣＴの効果的な活用事例の情報収集＞

〇教育委員会は、「子どもが輝く学びづくりプロジェクト」事業や小・中学校教育研究会岡山支会・岡山支部と連携した取組を軸に、ＩＣＴを活用した授業の奨励や事例収集を行うとともに、学校生活や家庭学習における様々な場面での授業以外の実践事例も積極的に収集し、効果的な事例を専用サイトや研修等の様々な機会を捉えて周知します。

〇教育委員会は、「個別最適な学び」「協働的な学び」の一体的な充実に有効なアプリケーションについて研究し、効果的な事例を専用サイトや研修等の様々な機会を捉えて随時紹介します。

＜支援体制の充実＞

〇教育委員会は、教職員からの相談等に対するＧＩＧＡスクール運営支援センターを窓口とした早急かつ的確な対応や、指導主事やＩＣＴ専門人材等の派遣による学校支援を行います。

〇教育委員会は、小規模校や中学校の技能教科など、校内での研究・研修体制を構築しにくい学校や教科に対して、遠隔研修や学校間での情報共有を行いながら、ＩＣＴを活用した授業づくりの支援を充実させます。

〇教育委員会は、企業や大学等と連携した専門人材の派遣により、ＩＣＴを活用した授業の支援、教職員研修の実施、ＩＣＴ機器の運用サポートなどの学校支援を行います。

（３）計画

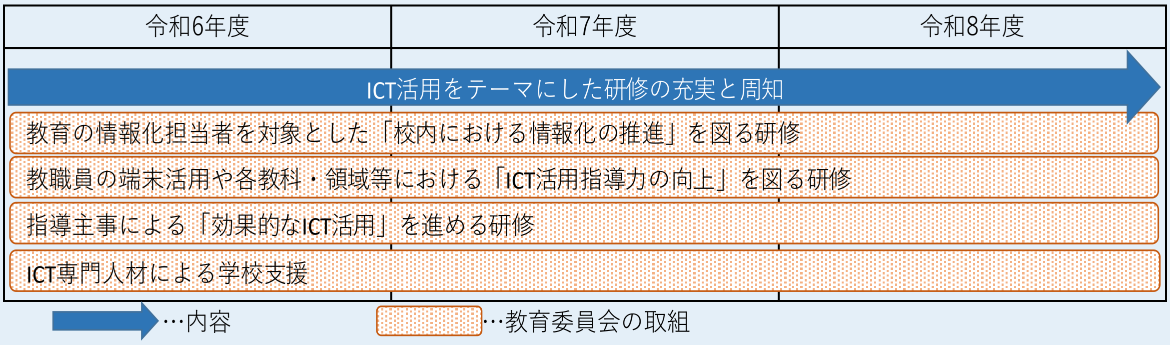

（４）指標

目標指標	現在値（Ｒ５）	目標値（Ｒ８）
授業中にＩＣＴを活用して指導できると回答した教員の割合 【文部科学省「学校における教育の情報化の実態に関する調査」】	小　70.4% 中　66.4%	小　100% 中　100%

令和元年度～５年度 基 本 方 針 ３	ＩＣＴを効果的に活用し、学校が働き方改革を推進することができるようにする。

（１）進捗状況と今後の課題

〇通信環境について改善を図っていますが、大規模校で端末を同時間帯に一斉に接続した際には、通信速度が遅くなったり接続できにくくなったりすることがあります。

〇教職員用１人１台端末の整備を進めていますが、全ての教職員に配備することができていないため、指導用端末（オンライン授業配信用端末を含む）の追加整備を行う必要があります。

〇年度更新作業、端末管理、故障対応等、一部の教員に、情報機器関連の業務が集中している状況があります。

〇各種業務において、紙媒体やＦＡＸ等によるやり取りを前提としたものが多く、デジタル機器を活用した学校の働き方改革をさらに進めていく必要があります。

〇各家庭の状況や児童生徒の多様な教育ニーズ[23]への配慮を踏まえたＩＣＴ環境の整備について、引き続き行っていく必要があります。

〇柔軟で多様な端末活用に向け、クラウドサービス[24]やアプリケーションの利活用等を想定した、セキュリティ対策[25]の強化が必要です。

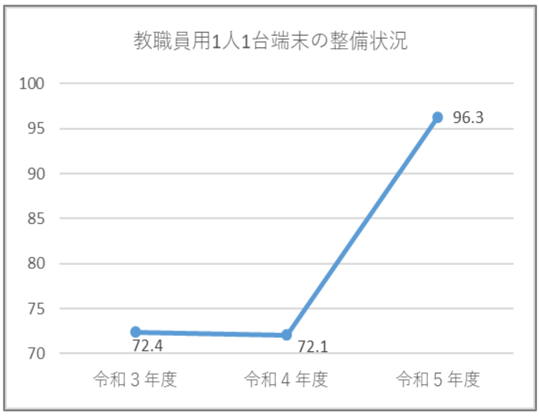

（資料）岡山市教育委員会事務局調べ

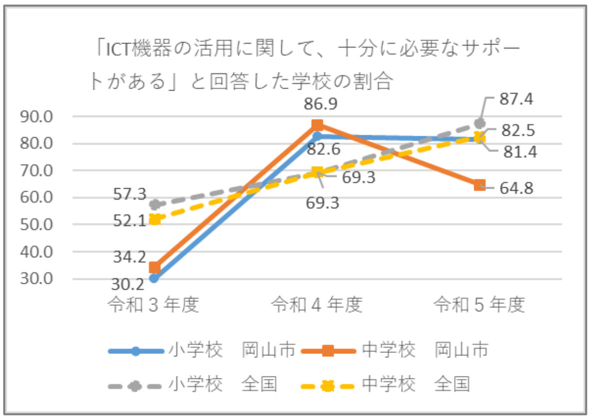

（資料）文部科学省「全国学力・学習状況調査」

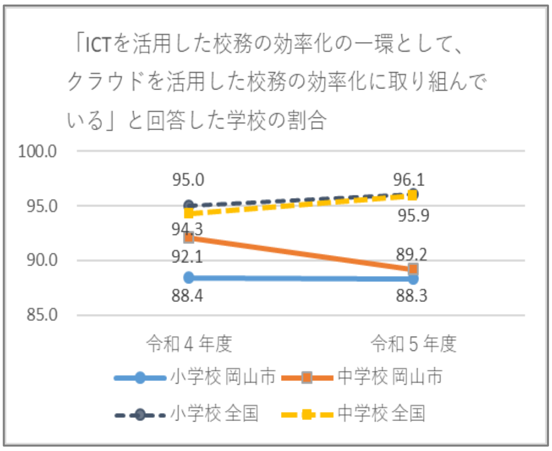

（資料）文部科学省「全国学力・学習状況調査」

令和６年度～８年度 推 進 方 針 ３	ＩＣＴを活用するための環境整備

（１）方向性

〇教育委員会は、１人１台端末やネットワーク環境等の学校ＩＣＴ環境の整備を一層推進します。

〇家庭の状況等に関わらず、全ての児童生徒がＩＣＴ機器を常に安全に、かつ安心して活用できるよう、教育委員会が、機器の貸出等の整備を進めます。

（２）主な取組

<教職員端末の追加整備>

〇教育委員会は、児童生徒の学びの継続を図るため、オンライン授業配信用端末を含む指導用端末の追加整備を進めます。

<安定的な運用実施>

〇教育委員会は、児童生徒が安定したネットワーク環境で学ぶことができるよう、業者と定期的（月１回程度）に会議を行ったり、学校のネットワーク機器との通信確認を行ったりするなど、校内ネットワーク回線の保守・トラブル対応を強化します。

〇教育委員会は、児童生徒が安全に端末を活用することができるよう、適切な集中管理やフィルタリング[26]によるアクセス制限[27]について不断の見直しを図ります。

〇教育委員会は、情報セキュリティの脅威の変化[28]に対応するため、岡山市教育情報セキュリティポリシー[29]を毎年見直し、学校に周知します。

〇教育委員会は、市長部局・民間業者等と連携し、学校のネットワーク環境等がよりよいものとなるよう改善を図ります。

<端末を活用した家庭学習の充実>

〇教育委員会は、児童生徒の学びの保障と教育の機会均等の実現に向けて、モバイルＷｉ－Ｆｉルータ[30]の提供など通信環境の確保が難しい家庭への支援を継続します。

（３）計画

令和6年度	令和7年度	令和8年度
校内外の通信環境の整備		
教育系ネットワークの整備・運用		
GIGAスクール構想による高速ネットワークの整備・運用		
学校用モバイルWi-Fiルータの整備・運用		
端末等の整備		
校務用PCの配備	校務用PCの整備・運用	
1人1台端末の整備・運用		
全教室への大型提示装置の配備	全教室の大型提示装置の整備・運用	
日本語指導が必要な児童生徒への機器の整備・運用		
障害・故障対応等のGIGAスクール運営支援センターの整備・運用		

（矢印）…内容　（網掛け枠）…教育委員会の取組

（４）指標

目標指標	現在値（Ｒ５）	目標値（Ｒ８）
児童生徒が安定したネットワーク環境で学習することができていると回答した学校の割合 【岡山市教育委員会事務局調べ】	88.0%	100%

令和６年度～８年度 推 進 方 針 ４

ＩＣＴ推進体制の整備と校務の改善

（１）方向性

〇教育委員会は、ＩＣＴを活用した学びを加速度的に推進できるよう、学校を支える体制を整備します。

〇学校は、ＩＣＴを活用した校務の効率化や働き方改革を推進します。

（２）主な取組

＜推進体制の整備＞

〇教育委員会は、岡山市教育委員会ＤＸ会議を必要に応じて開催するとともに、校長会と情報共有・意見交換を月１回程度行い、教育委員会と学校の両方において、学校教育の情報化を図ります。

〇教育委員会は、民間事業者等と連携を図り、授業支援や研修を行うなど、学校に対する推進体制を強化します。

〇学校は、民間事業者の協力も得ながら、推進体制の整備を図ります。

＜校務の改善＞

〇教育委員会は、クラウド等を利用して学校での教材の共有が容易にできるような環境を構築します。

〇教育委員会は、学校から学習指導案や自作教材等を収集し、専用サイトを通じて学校間で共有できるようにします。

〇教育委員会は、校務の効率化に資する校務支援システムについて研究し、運用改善を図ります。

〇教育委員会は、校務での生成ＡＩの活用に関する事例を収集し、学校が働き方改革の一環として活用できるよう、専用サイトや研修等の様々な機会を捉えて学校へ周知します。

〇教育委員会は、保護者連絡ツールをより使いやすいものへと改善し、教育委員会から保護者への直接配信等も導入しながら、学校と保護者間の連絡の省力化や紙媒体による連絡等の削減を進めます。

〇教育委員会は、紙で行っている業務やＦＡＸ、押印の制度・慣行を見直し、先進的な事例を参考にしながら校務のデジタル化を進めます。

（３）計画

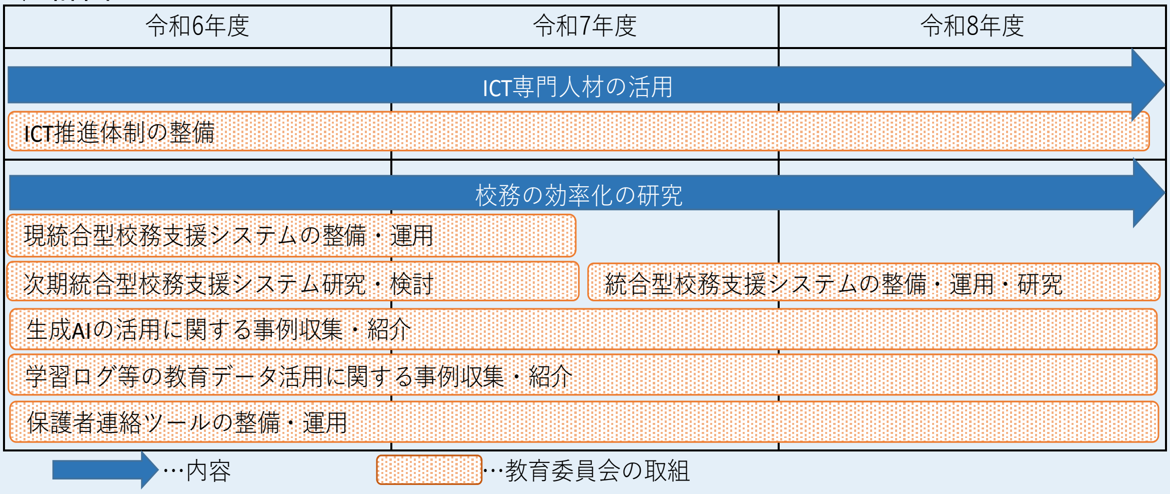

（４）指標

目標指標	現在値（Ｒ５）	目標値（Ｒ８）
ＩＣＴ機器の活用に関して、十分に必要なサポートが受けられていると回答した学校の割合 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」】	小　81.4% 中　64.8%	小　100% 中　100%
ＩＣＴを活用した校務の効率化の一環として、クラウドを活用した校務の効率化に取り組んでいると回答した学校の割合 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」】	小　88.3% 中　89.2%	小　100% 中　100%

以上の四つの推進方針を下図のような体制で進め、「情報活用能力を身に付け、自立に向かって成長する子ども」の育成を目指します。

岡山市学校教育情報化推進体制

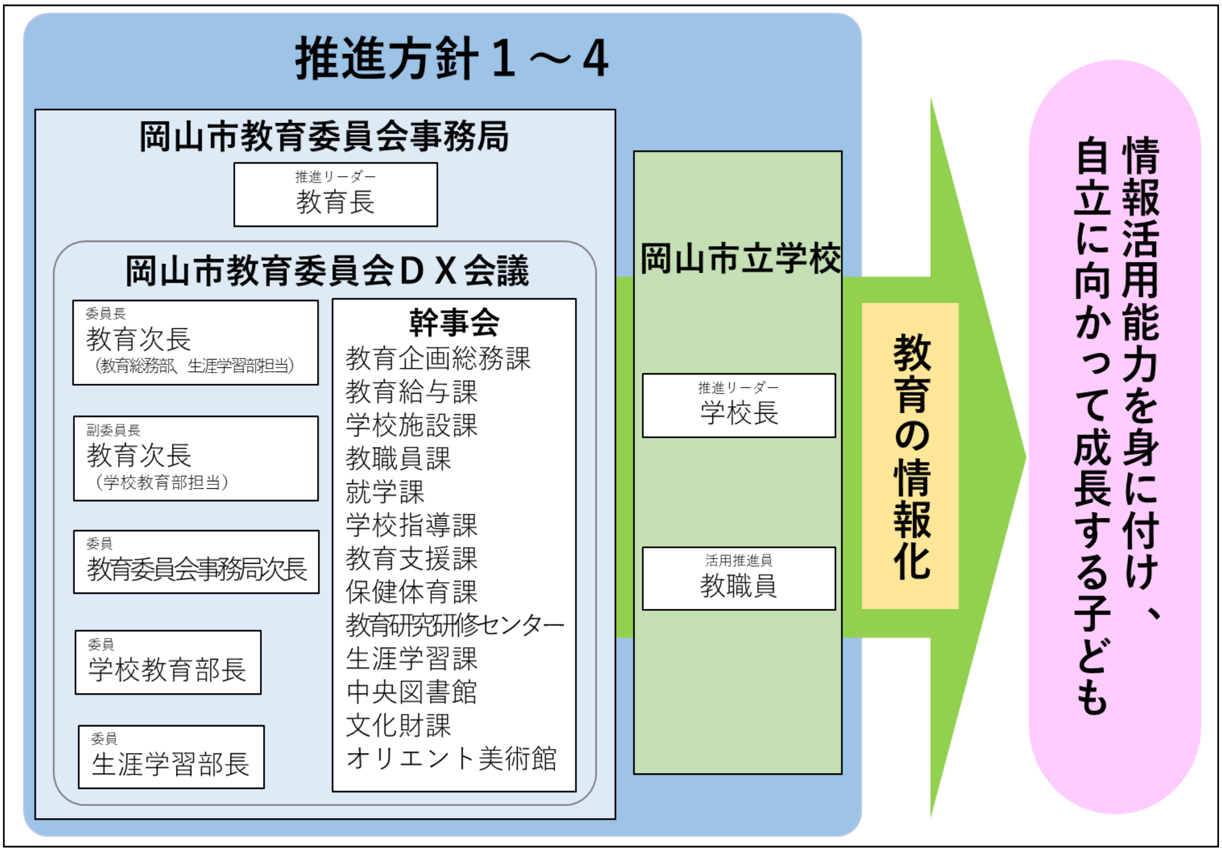

推進方針の関係

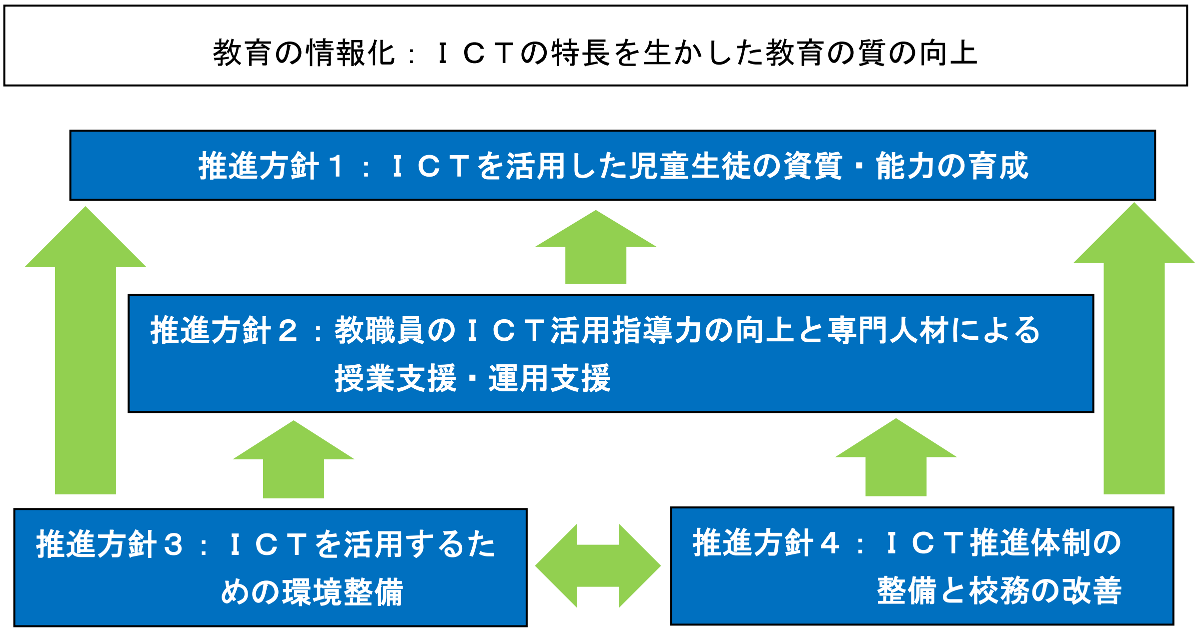

ＩＣＴ活用を推進するための土台を整え（推進方針３・推進方針４）、教職員がＩＣＴを効果的に活用した授業等を行うことで（推進方針２）、児童生徒の資質・能力の育成（推進方針１）を図ります。

６　特に留意すべき視点

（１）健康面への配慮

〇児童生徒が授業のみならず、家庭等でも日常的に１人１台端末を活用した学習をする機会が増えることから、視力低下をはじめ、ＩＣＴ機器を使用することによる健康面への悪影響について軽減・防止する取組が必要となっています。そのため、教育委員会と学校は、健康調査等の結果を共有するとともに、必要に応じて専門的知見を踏まえた方策や取組の留意点について検討します。

〇学校は、児童生徒が自らデジタルメディアの使用時間等をコントロールして生活することができるよう、メディアコントロール週間等を家庭と協力して計画的に実施します。

（２）不登校・いじめ等の対応の充実

〇教育委員会と学校は、１人１台端末を活用して心身の状況把握や教育相談を行うなど、不登校・いじめ等の未然防止、早期把握、早期対応に向けた取組の充実を進めます。

〇学校は、不登校児童生徒に対して、１人１台端末を活用して授業配信を行ったり、コミュニケーションを図ったりすることで、支援の充実を図ります。

〇教育委員会は、児童生徒支援教室に端末を整備したり、指導主事等がプログラミング体験教室を行ったりすることで、支援の充実を図ります。

（３）障害のある児童生徒の教育環境の整備

〇教育委員会と学校は、障害の状態に応じて学びの困難さを軽減するとともに能力を引き出すような指導が受けられるよう、デジタルドリルやアプリケーションの導入、活用事例の紹介等、ＩＣＴを活用した支援の充実を図ります。

（４）日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実

〇教育委員会は、日本語指導が必要な児童生徒の学習や生活における支援等の充実が図れるよう、翻訳サイト活用の周知や携帯型翻訳機の貸出を行います。

〇学校は、日本語指導が必要な児童生徒の教育的なニーズを踏まえ、日本語指導や教科指導・生活支援に適したデジタル教材等も活用しながら、日本語教育の充実を図ります。

（５）保護者・地域との共通理解の促進

〇教育委員会と学校は、保護者、地域等の関係者に対して、ＩＣＴ利活用の方針や使用ルール等について共通理解できるよう、メディアコントロール週間の実施や「１人１台端末持ち帰りガイド」の作成などを行って、積極的な情報発信と周知を行います。

（６）生成ＡＩの使用

〇教育委員会は、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえ、年齢制限・保護者同意等の利用規約の遵守を前提に、教育活動や学習評価の目的を達成する観点から生成ＡＩの有効性について研究を進め、効果的な事例について、専用サイトや研修等の様々な機会を捉えて学校へ周知します。

〇教育委員会は、生成ＡＩの活用について、個人情報の流出や著作権侵害等について注意を払いながら、働き方改革の一環としての研究を進め、効果的な事例は、専用サイトや研修等の様々な機会を捉えて学校へ周知します。

（７）調査研究などの推進

〇教育委員会は、ＩＣＴ教育の先進自治体における学校教育の情報化の成果等を本市の施策に反映できるよう、効果的な教育方法や教材などに関する調査・研究の分析と整理を進めます。

〇教育委員会と学校は、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった、いわゆる「二項対立」にならないように留意します。発達の段階や学習のねらい等により、どちらの良さも適切に組み合わせた授業や研修となるよう、教育の情報化を進めていきます。

＜資料＞　用語解説

番号	用　語	解　　　　説
1	人工知能（ＡＩ）	ＡＩとは、「Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス)」を略した言葉で、日本語では「人工知能」を意味する。ＡＩは一般的に、人間の言葉の理解や認識、推論などの知的行動をコンピュータに行わせる技術。
2	ＩＣＴ	Information and Communication Technology の略称。「情報通信技術」と訳され、ＩＴの「情報技術」に加えて情報の伝達「コミュニケーション」を含めた言葉。
3	岡山市立学校における情報化基本方針＜2019～2023 年度＞	「情報活用能力の育成」や、「コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用した教育活動の充実」等の実現を目指し、情報化の基本的な考え方や取り組みなどを定めたもの。
4	ＧＩＧＡスクール構想	１人１台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ＩＣＴ環境を実現するための構想。
5	１人１台端末	ＧＩＧＡスクール構想により、児童生徒１人１台のコンピュータを実現。
6	教育の情報化に関する手引－追補版－（令和２年６月）	文部科学省によって、学習指導要領の下で、教育の情報化が一層進展するよう、教師による指導をはじめ、学校・教育委員会の具体的な取組の参考にするために作成された手引。
7	双方向性	情報の流れが一方通行ではなく、情報の発信者に対して、情報の受け手も何らかの働きかけができること。
8	カスタマイズ	使用者の必要に応じて設定を変更すること。
9	教育情報セキュリティ	学校における個人情報などの情報を守ったり、その情報を扱う情報システムを守ったりすること。
10	学校教育情報化推進計画	文部科学省が、「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づき、学校教育の情報化の推進に関する施策の方向性やロードマップを示したもの。（令和４年 12 月 ）
11	令和の日本型学校教育	令和３年１月に出された中央教育審議会の答申の中に登場した言葉。明治時代から続く「日本型学校教育」の良さをさらに発展させ、その成果を生かしながら、今日的課題である「学校の働き方改革」やＧＩＧＡスクール構想を進め、学習指導要領の趣旨を実現することを強調。

12	個別最適な学び	子ども一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うこと。
13	協働的な学び	探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成すること。
14	主体的・対話的で深い学び	子どもたちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするための授業改善の視点。
15	第２期岡山市教育大綱	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条第３項で、総合教育会議において教育長、教育委員と協議し、市長が策定した教育の振興に関する施策の目標や根本となる方針。（第１期：平成 29 年度～令和２年度、第２期：令和３年度～令和７年度）
16	第３期岡山市教育振興基本計画	教育基本法第１７条第２項に規定される、「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、岡山っ子育成条例第８条に掲げた市の責務を計画的かつ効果的に果たすために策定。（令和４年度～令和８年度）
17	岡山市ＤＸ推進計画	「岡山市ＤＸ推進計画」は、「岡山市第六次総合計画」を上位計画とする個別計画であり、ＤＸ推進によって総合計画の三つの将来都市像の実現につなげるためのもの。（令和４年度～令和７年度）
18	情報活用能力育成カリキュラム	学習指導要領においては、「情報活用能力の育成には、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする」とあり、実現のために取り組んでいく必要があるカリキュラム・マネジメントによって作成されるカリキュラム。
19	教科書改訂	文部科学省検定済教科書は、通常、４年毎に改訂の機会があり、大幅な内容の更新が行われる。
20	専用サイト	岡山市の教職員を対象に開設している「岡山市情報教育サイト（明日から、かわら版！）」
21	オンライン	端末がインターネットにつながっている状態。
22	岡山市教員等育成指標	それぞれの教員等が、どのような資質・能力を発揮し、どのような姿を思い描きながらキャリアを積んでいけばよいかを示したもの。（平成 29 年 12 月策定・令和５年３月改定）

23	多様な教育ニーズ	障害等による特別支援教育のニーズに限らず、いじめ・不登校等の生徒指導上の課題解決、帰国・外国人児童生徒等への対応等、新たな教育課題への対応。
24	クラウドサービス	インターネット経由でソフトウェアやインフラなどの各種機能を利用できるサービス。
25	セキュリティ対策	コンピュータウィルスの感染や不正アクセス・情報漏えいなどの脅威から、ネットワークやシステムを守るための対策。
26	フィルタリング	主に未成年が有害サイトや違法サイトなどの危険性があるサイトにアクセスしないための機能。利用できるアプリを制限する機能や課金を制限する機能もある。
27	アクセス制限	システム、データ、ネットワーク、デバイスなどへのアクセスを制御する仕組みで、セキュリティ対策の基本となる技術。
28	情報セキュリティの脅威の変化	攻撃の多段化・複雑化やクラウドコンピューティング、ＳＮＳ、スマートフォン等の普及によるセキュリティ境界線の消失等。
29	岡山市教育情報セキュリティポリシー	岡山市立学校が所掌する情報資産に係る機密性、完全性及び可用性を維持するための基準。学校関係者等の市民のプライバシー、財産等を保護するとともに、学校業務及び学習活動の適正な運用に資することが目的。
30	モバイルＷｉ－Ｆｉルータ	移動性が高く、携帯できるルータ。ルータはネットワーク接続を実現するための機器であり、ネット回線を複数の端末で利用するうえでは欠かせない機器。